

11月11日(日)は市長選挙の投票日

12月7日任期満了に伴う市長選挙の投票日は、11月11日(日)です。都留市の代表者を選ぶ重要な選挙です。みんなで参加しましょう！

○立候補届出日(告示日)

11月4日(日)午前8時30分から午後5時まで
市役所2階第一会議室

○投票日

11月11日(日)午前7時から午後8時まで

○開票日

11月11日(日)午後9時から

○立候補予定者届出説明会

市長選挙に立候補を予定している方を対象に、次のとおり説明会を開催しますので、立候補を予定している方(代理の方でも可)は、ご出席ください。

日時 10月9日(火)午後2時から

場所 市役所2階第一会議室

内容 立候補届け出の手続き、選挙運動、公費負担の手続きなど

その他 出席される方の印鑑を持参してください。

なお、法令の定めにより任期満了前の一定の期間は、次のことについて規制があります。

○政治活動用ポスターの掲示制限・・・

任期満了の6カ月前から投票日まで

○寄付禁止強化・・・任期満了の90日前から投票日まで

○直接請求の署名収集禁止・・・

任期満了の60日前から投票日まで

○投票できる方

昭和56年11月12日以前に生まれた日本国民で、今年の8月3日以前から都留市の住民基本台帳に登録されている方。

○投票できない方

●公民権停止者

●今年の8月4日以降に転入の届出をされた方

●投票日まで市外へ転出された方

○不在者投票

投票日当日に、投票所へ行って投票できない方は、不在者投票制度をご利用ください。

不在者投票期間 11月4日(日)から11月10日(土)まで

午前8時30分から午後8時まで

不在者投票場所 市役所1階ロビー

このほか、不在者投票をすることができる指定を受けた病院などの施設や、旅行(滞在)先の市区町村選挙管理委員会でも、不在者投票が行えます。

なお、身体に重度の障害のある選挙人の方は、その障害の程度(身体障害者手帳・戦傷病者手帳などに記載されているなど級または知事が書面で証明した人)によっては郵便による不在者投票もできます。方法などをくわしく知りたい方は、選挙管理委員会にお問い合わせください。

市長選挙において20代投票立会人を募集しています。気軽にご応募ください。

応募方法は、はがき、電話またはEメールなどで住所、氏名、電話番号をお知らせください。

問合せ 選挙管理委員会

都留市上谷1-1-1

☎(43)1111(代表)

Eメール senkan@city.tsuru.yamanashi.jp



化粧水の作り方



用意するもの

- ・尿素 50g
- ・グリセリン 小さじ1~2杯
- ・精製水 200cc
- ・ペットボトルなどの容器



- ① 尿素50gを入れる。
100%尿素を使用。



- ③ グリセリン小さじ2杯を加え、もう一度よく振る。



- ② 精製水200ccを加え、尿素が溶けるまでよく振る。



- ④ 原液の出来上がり。
使用するときには、5倍以上に薄めて使用。

今回は、化粧水の作り方を紹介します。用意するものを見て「エイ」と抵抗を感じている方もいるかもしれません。しかし実際に使っている方や今回初めて使用した方からは、「しっとりとする」、「化粧のりが良くなった」との話を聞くことができました。(現在も使用中です。)

シミ消しにも効力があり、アトピーの方も安心して使用できるそうです。なにより化粧代も安くできます。皆さんも試してみてくださいか。

皆さんからの情報をお待ちしています。

問合せ 総務課 秘書広報担当

※お肌に合わない時は、ご使用をおやめください。